

玉心会 医療安全管理委員会規程

(目的)

第1条

玉心会鹿嶋/宝山/潮来ハートクリニック/赤羽画像クリニック（以下当院）は安全管理に対する基本理念に則り、玉心会の安全管理に関する最高議決機関として医療安全管理委員会（以下委員会）を設置する。委員会は、医療安全管理室と連携して下記事項について検討を行い、当院における医療安全のための方策指針を作成し、提案することを目的とする

1. 重大有害事象発生に対する原因分析と医療事故の防止のための対策
2. 病院感染の防止対策
3. 火災、震災・風水害等の災害に対する対策
4. 原子力事故災害に対する対策
5. 職員の安全衛生に関する施策 個人情報保護に関する対策
6. 医薬品の安全管理に関する対策
7. 医療機器に係る安全管理に関する対策
8. その他

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、安全管理責任者、看護部長、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、放射線安全管理責任者、各リスクマネージャーをもって構成し、院長が委嘱する。ただし、委員長が必要と認めたときは関係者の出席、資料の提出等を求めることができる。

(代理出席)

第3条 第2条に掲げる者が出席できないときは、当該診療科において当該委員の職務を代理し又は補佐する者が会議に出席し、議事に参与し、及び議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を安全管理室に申し出なければならない。

(連携組織)

第4条 委員会の連携組織に「医療事故対策委員会」を置き、一体となって安全管理体制の確保に努めるものとする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員長、副委員長は院長が任命した職員が担う。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は毎月1回開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(委員会の成立)

第7条 委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は医療安全管理室が担当し、連絡、議事録等を行う。

(議決)

第9条 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし委員長は、表決に加わることができない。また、委員が業務の都合上、決議に参加できない場合は「委任状」を事前に事務局(安全管理室)へ提出する。

(記録の保管)

第10条 医療安全管理委員会議事録は、5年間これを保存することとする。

(その他)

第12条 安全管理委員会の委員は、報告された事例について職務上知りえた内容を、正当な理由なく他の第三者に告げてはならない。

附則

1. 本規程は、令和3年4月1日から実施する。
2. 令和4年11月1日改訂
3. 令和7年6月1日改訂